

情個審答申第1号

平成27年9月17日

答 申

寝屋川市教育委員会 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

平成26年11月21日付け「社函第348号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件異議申立てを棄却すべきである。

理 由

第1 異議申立ての趣旨

寝屋川市教育委員会が異議申立人に対し平成26年8月21日付け「社函第186号」でした処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、異議申立人が寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「XXXXXXXXXX」からの利用者に関する問い合わせの文書及びそれに関する中央図書館の決定の分かる文書」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したところ、

教育委員会が本件公文書の開示を拒否したので異議申立人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取消しを求めるものである。

2 教育委員会が開示を拒否した情報

本件公文書に記録されているすべての情報

3 教育委員会が開示を拒否した理由

請求に係る公文書には、捜査機関からの問い合わせの内容及びそれに対する回答が記載されており、当該公文書を開示すると捜査機関の今後の適正な捜査に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第1項第5号に該当するため。

4 前提事実

条例第6条第1項は、その柱書きで「実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と定め、第5号は「開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」と規定している。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張

1 争点

(1) 本件公文書にどのような情報が記録されているのかを個別に示し、かつ、それらのうちどの情報が条例第6条第1項第5号に規定する情報に該当するのかを個別具体的に示さなければならないかどうか。

(2) 既に異議申立人に対して開示された情報を不開示とすることが許されるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)について

ア 異議申立人

(ア) 本件公文書に記録されている情報を、捜査関係情報であることを理由に、そのすべてを不開示とするのではなく、各情報それぞれについて条例第6条第1項第5号に規定する情報に該当するかどうかを個別に判断し、開示できる部分については開示すべきである。本件処分は、本件公文書に記録されている情報それぞれについて不開示とする

理由を示すことなく、すべての情報を一括して捜査関係情報であることを理由に不開示とした点において理由不備の違法がある。

(イ) 異議申立人が、寝屋川市長に対して、条例に基づいてした「防犯カメラの映像提供に関する文書（平成 23 年 4 月～10 月）」の開示請求では、捜査機関から捜査関係事項照会書によって防犯カメラの映像の提供が求められた事実及びその求めに応じて映像が提供された事実が開示された（平成 23 年 11 月 15 日付け「建交第 1315 号」）ことからすれば、本件公文書に記録されている情報それぞれについて不開示情報に該当するかどうかを個別に判断することなく、捜査関係情報であることを理由に、すべての情報を不開示とすることは違法である。

(ウ) 日本図書館協会は「図書館の自由に関する宣言」において「図書館は利用者の秘密を守る」という 1 項を掲げていることから、図書館がこれを遵守しているのであれば、本件公文書に記録されている情報のうち利用者に関する情報については提供を拒否したはずであるから、本件公文書のうち中央図書館の回答に係る部分については開示できるはずである。

イ 教育委員会

(ア) 本件公文書に記録されている個々の情報について条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当するかどうかを個別に判断し、部分開示決定を行うと捜査機関からの照会のあった公文書の書式等により、事案の軽重や緊急の度合いが推測され、ひいては、捜査の対象、進捗状況等を推測されるおそれがあることから条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、部分開示決定を行うことはできない。

(イ) 防犯カメラの映像提供については、捜査に影響を与えない範囲内で部分開示決定を行っており、提供先が捜査機関であり、刑事訴訟法に基づく照会であることは明らかにしているものの、捜査関係機関がどこであるか、提供を求められた映像のカメラがどこに設置されたものであるか、映像の日時がいつであるか等は不開示としている。

一方、本件開示請求は、照会の日時が限定されているばかりか、照会した捜査機関を特定の上、照会の対象者が図書館利用者であることを示して行われており、この点において異議申立人が主張する防犯カメラの映像提供に係る開示請求とは事案が大きく異なると言わざるを得ない。

- (ウ) 本件処分においては、開示を拒否する理由として「捜査機関の今後の適正な捜査に支障を及ぼすおそれがある」という理由を付しており、これ以上詳細な理由を記載することはその内容から捜査の進捗状況等が推測されるおそれがある。したがって理由不備の違法はない。
- (エ) たとえ異議申立人が主張するように、中央図書館が利用者に関する情報の提供を拒否していたとしても、その他の情報を開示することにより、公文書の書式等が特定されてしまうおそれがあるため、開示を拒否せざるを得ない。

(2) 争点(2)について

ア 異議申立人

本件公文書に記録されている情報のうち、少なくとも [REDACTED] から寝屋川市立寝屋川市駅前図書館の利用者に関する問い合わせがあった事実及び当該問い合わせが中央図書館へ引き継がれた事実は、異議申立人が平成26年5月15日付けで教育委員会にした条例に基づく情報公開請求に対する部分開示決定（平成26年5月29日付け「社図第75号」）で、既に異議申立人に対して開示されていることから、当該事実に係る情報を不開示とする理由はない。

イ 教育委員会

異議申立人は、[REDACTED] から寝屋川市立寝屋川市駅前図書館の利用者に関する問い合わせがあったことは既知の情報であるとするが、当該情報は条例第6条第1項第5号に該当する情報であり、本来、不開示とすべき情報を誤って開示したものである。

第4 当審査会の判断

1 争点(1)について

まず、本件公文書のうち、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館が [REDACTED] から当該図書館の利用者である特定の者に関する情報の提供を求められたことを記録した部分に記録されている情報は、提供を求められた情報の種類・内容はもとより、提供を求められた方法・形式等を含め、すべて上記の特定の者に対する捜査上の情報であるから、条例第6条第1項第5号に規定する「開示することにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

異議申立人は、本件公文書の上記部分にどのような情報が記録されているかを、個別に示すとともに、それぞれの情報について条例第6条第1項第5号に該当するかどうかを検討し、該当する情報についてはその理由を個別具体的に示すべきであると主張する。この点、教育委員会が開示請求に対し、開示すべき情報であるか、不開示とすべき情報であるかを判断するに当たっては、個々の情報について条例第6条第1項第5号に該当するかどうかを個別に検討すべきは当然のことである。しかしながら、決定通知書において上記部分に記録されている情報を個別に示すことは、提供を求められた情報の種類・内容、提供を求められた方法・形式等を推認させ、ひいては条例第6条第1項第5号に規定する開示することにより犯罪の予防その他の公共安全に支障を及ぼすおそれのある情報を開示する結果をもたらすことになるといわなければならない。

そうすると、本件処分において教育委員会が上記部分に記録された情報につき、その内容等を決定書において個別に示すことなく、すべての情報を一括して、その不開示とする理由を条例第6条第1項第5号に該当するとしたことに理由不備の違法はない。

次に、異議申立人は、異議申立人が条例に基づき寝屋川市長にした情報公開請求に対し、寝屋川市長が、平成23年11月15日付け「建交第1315号」により、捜査機関の求めに応じて、防犯カメラの映像を提供した事実を記録した公文書を開示していることを理由に、捜査関係情報であっても開示できる部分があるはずであると主張する。

この点、上記の防犯カメラの映像提供に係る公文書に記録された情報については、情報の提供を依頼した捜査機関、映像を記録した防犯カメラの設置

場所、映像が記録されている期間等の捜査に関する具体的な情報は開示されていないことから、開示された情報が条例第6条第1項第5号の規定する開示することにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとは言い難い。

それに対し、本件公文書のうち上記部分に記載されている情報については、既に情報の提供を依頼した捜査機関が[]であること、依頼を受けた期間が[]であること、情報の提供を受けた機関が寝屋川市立寝屋川市駅前図書館であることなどが開示されていることから、開示することにより捜査の対象とされている事件の内容、捜査の手法等が具体的に明らかとなるおそれがあり、条例第6条第1項第5号に規定する開示により犯罪の予防その他の公共安全に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するといわなければならない。

さらに、異議申立人は、本件公文書のうち、寝屋川市立中央図書館から[]への回答につき、図書館協会による宣言を理由に、寝屋川市立中央図書館は回答を拒否したはずであり、拒否したのであれば回答の内容を記録した公文書は開示できるはずであると主張する。

しかしながら、寝屋川市立中央図書館が[]の照会に対してどのような内容の回答をしたかを開示することはもとより、回答したかどうかを開示することにより捜査機関がいかなる情報を保有しているかを明らかになり、捜査に支障を及ぼすおそれがあるから、本件公文書に記載された情報のうち回答に関する情報も条例第6条第1項第5号に規定する情報に該当する。

2 争点(2)について

異議申立人は、本件公文書に記載されている情報のうち、少なくとも[]から寝屋川市立寝屋川市駅前図書館へ当該図書館の利用者に関する照会があった事実及び当該照会が寝屋川市立中央図書館に引き継がれた事実は、異議申立人が条例に基づいてした開示請求に対して開示されていることから、当該事実に関する情報を不開示とする理由はないと主張する。

しかしながら、これらの情報は捜査機関、しかも[]という特定の捜査機関によって捜査が行われていること、しかも寝屋川市立寝屋川市駅前

図書館の特定の利用者が対象であることを内容とする捜査に関する情報であり、開示することにより捜査に支障を及ぼすおそれのある情報であるから、条例第6条第1項第5号に規定する情報に該当し、本来、不開示とすべき情報であったにもかかわらず、教育委員会が誤って開示したものである。

不開示とすべき情報は、それが誤って開示されたことにより、開示すべき情報へとその性質・内容が変化することはあり得ず、したがって異議申立人に対して誤って開示した情報を不開示としたことに違法はなく、かえって既に開示してしまったことを理由に開示すれば違法な行為を繰り返す結果となるといわなければならない。

なお、異議申立人は、教育委員会が異議申立人に対して平成26年8月21日付け「社図第186号」でした処分において、異議申立人に対する平成26年7月31日付け「社図186号」でした処分の効力を消滅させる行為を「取消し」ではなく、「撤回」と表記したことの違法を主張する。しかしながら、本来「取消し」と表記すべきところを「撤回」と表記したことが本件処分を違法ならしめるものとはいえず、したがって当審査会の審査判断になじまない主張である。

以上のとおりであるから当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。